

# 「第325回 判例・事例研究会」

## 集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣

日 時	令和元年12月11日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 服 部 毅

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 不当利得返還等請求事件 平成29年(受)第1124号 判 決 最高裁平成30年12月7日判決
<b>事案の概要</b>	<p>Y(被上告人)は、Zとの間で、平成22年3月、YがZに金属スクラップ等を継続的に売却する旨の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。本件売買契約には、Yは目的物の代金を毎月20日締めでZに請求し、Zは上記代金を翌月10日に支払うとの定めのほか、目的物の所有権は上記代金の完済をもってYからZに移転するとの定め(以下「本件条項」という。)があった。</p> <p>X(上告人)は、平成25年3月に、XがZに融資する旨の契約を締結し、上記契約によりXがZに対する債権を担保するため、金属製品の在庫製品等で、Zが所有し、Zの工場等で保管する物全部を目的とする集合動産譲渡担保権(以下「本件譲渡担保権」という。)が設定され、登記がされた。</p> <p>その後、Zは、事業を廃止する旨通知したため、Yは、Zの事業廃止後、本件売買契約によってZに引き渡し、Zの工場で保管されていた金属スクラップ等につき、動産引渡断行の仮処分命令申立てを行い、同決定に基づいて、上記金属スクラップ等を引き揚げ、第三者に転売した。</p>

	<p>そこで、Xは、Yによる上記金属スクラップ等の引き揚げ、転売がXの本件譲渡担保権を侵害する不法行為に当たるとして損害賠償を請求するとともに、Yが得た利益は不当利得にあたるとして同額の不当利得金を請求した。</p>
<b>論 点</b>	<p>留保所有権者と集合動産譲渡担保権者との優劣</p>
<b>判 旨</b>	<p>所論は、本件売買契約において、本件条項に基づきYが本件動産の所有権を留保することは本件動産の所有権をYからZに移転させた上でZがYのために担保権を設定したものとみるべきであるにもかかわらず、本件動産につき、その所有権がYからZに移転しておらず、XがYに対して本件譲渡担保権を主張することができないとした原審の判断には、法令解釈の誤り、判例違反がある旨をいうものである。</p> <p>上記事実関係等によれば、本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項は、その売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもってYからZに移転し、その完済まではYに留保される旨を定めたものである。</p> <p>本件売買契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済までYに留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するためにYに留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。</p> <p>また、Yは、Zに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、YがZに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権がZに移転したとみることはできない。</p> <p>以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからZに移転しな</p>

	いものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、Xは、Yに対して本件譲渡担保権を主張することができない。
<b>参考文献</b>	判例タイムズ1463号81頁 判例時報2421号17頁